

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年11月30日(月) 午前9時30分から午前10時27分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】  出席委員：1 番齊藤健一郎委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員、5 番園田岳彦委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、15 番齋藤清美委員、17 番川内敏夫委員、18 番松澤隆一委員、19 番樋口佐登子委員  欠席：10 番伊藤眞一委員、14 番稲葉淳一委員、16 番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】  出席委員：4 番木嶋昇委員、14 番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12 番 委員
	13 番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて  
No.39～No.47 9件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.16～No.19 4件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.18～No.31 14件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3018～No.3023 6件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5022～No.5026 5件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.193～No.262 70件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.19～No.26 8件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、10 番伊藤眞一委員、14 番稲葉淳一委員、16 番川合次夫委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の4 番木嶋昇委員、14 番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      「異議なし」と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1 頁をご覧ください。                      39 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1 丁目地内の2 筆 353 m<sup>2</sup>について、作業所及び駐車場になっております。                      40 番下早川地区の件ですが、東海地内の6 筆 3, 198 m<sup>2</sup>について、山</p>

<p>議長</p>	<p>林になっております。</p> <p>41 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆 622 m<sup>2</sup>について、電気通信事業施設用地になっております。</p> <p>42 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰2丁目地内の2筆 195 m<sup>2</sup>について、店舗兼用住宅になっております。</p> <p>43 番小滝地区の件ですが、小滝地内の1筆 1,824 m<sup>2</sup>について、山林になっております。</p> <p>44 番上早川地区の件ですが、中林地内の4筆 435.30 m<sup>2</sup>について、山林、原野になっております。</p> <p>45 番糸魚川地区の件ですが、押上1丁目地内の4筆 129 m<sup>2</sup>について、道路になっております。</p> <p>46 番上早川地区の件ですが、中林地内の1筆 585 m<sup>2</sup>について、原野になっております。</p> <p>47 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆 99 m<sup>2</sup>について、山林になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>16 番上早川地区の件ですが、中野地内の2筆 289 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>17 番上早川地区の件ですが、坪野地内の1筆 1,395 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>18 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の2筆 728 m<sup>2</sup>について、休耕地活用のため畑として耕作するものです。</p> <p>19 番能生谷、木浦、能生地区の件ですが、大平寺、寺山、木浦、桜木地内の14筆 5,495 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>18番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆5,460㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>19番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆3,935㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>20番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆636㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>21番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,016㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>22番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆㎡1,234について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>23番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆525㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>24番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の1筆786㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>25番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆658㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>26番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆1,947㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>27番根知地区の件ですが、上野山地内の1筆1,125㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>28番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,694㎡について、自作するため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>29番能生谷地区の件ですが、藤後地内の4筆3,295㎡について、他の方に譲渡するため解約し、その後は他の方に譲渡するものです。</p>

<p>議長</p>	<p>30 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆 3,306 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理事業を活用するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>31 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の4筆 3,512 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理事業を活用するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔なし〕と呼ぶものあり</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p> <p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>石曾根主任主事</p>	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>3018 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆 2,000 m<sup>2</sup>について、交換による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農道早川右岸線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人が持つ山林と申請地を交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

3019 番上早川地区の件ですが、中林地内の8筆 1,887 m<sup>2</sup>について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、法圓寺近くの場合です。譲受人は親族である譲渡人から申請地を譲り受け、耕作したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3020 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆 201 m<sup>2</sup>について、贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、バス停和泉下近くの場合です。譲渡人は、申請地が居住地から遠く耕作に不便なため、申請地近くに居住する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3021 番根知地区の件ですが、蒲池地内の2筆 5,029 m<sup>2</sup>について贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、農道根知21号線沿いの場所です。譲渡人は、現在申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3022 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆 261 m<sup>2</sup>について、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道鶉石上川原線沿いの場所です。譲受人は、自己耕作地に隣接してい

<p>議長 松澤一委員</p> <p>伊藤主査</p> <p>松澤一委員 伊藤主査 議長 大島委員</p>	<p>る申請地を譲り受け、耕作の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3023番能生谷地区の件ですが、藤後地内の5筆3,653㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道北部3号線沿いの場所です。譲渡人は、県外在住で耕作ができないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3022番について補足いたします。通常は農地所有適格化法人しか農地を持ってません。譲渡人は農地所有適格化法人ではありませんが、これは譲渡人が所有していた農地以外の土地を譲受人に渡す前に農地の状態に変更したことによるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>3022番について、交換して耕作するということですが、現在は耕作しているのでしょうか。</p> <p>図面で色塗りをしていない三角形の部分はご本人が耕作しているところで、今回の申請地と繋げて耕作したいということです。</p> <p>年齢的に少し不安ですが、ご本人が元気にやっているということです。</p> <p>元気にされています。その他、ご意見ございませんか。</p> <p>3019番は、耕作したいという理由ですが、ここの現況は、耕作するにはかなり手を入れないといけない場所ですがその辺はどうなんでしょうか。</p>
---	---



水島係長 議長	うどなどを植えたいというお話です。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p>＜議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について＞</p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>5022 番下早川地区の件ですが、上覚地内の3筆63.98㎡について、資材置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、広域農道上覚谷根線と市道前山育郷線に挟まれた場所です。譲受人は、土木建築業を営んでおり、業務拡大に伴う資材置場を確保したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5023 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆193㎡について、修理用車両置場のための、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道鶉石上川原線沿いの場所です。譲受人は、修理用車両置場が不足しているため土地の交換により車両置場を拡張したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5024 番能生谷地区の件ですが、桂地内の2筆324.90㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道桂下川原線沿いの場所です。譲受人は、現在公営住宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんして</p>

	<p>いる区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5025 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆 255 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道須沢南部環状線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5026 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆 236 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、市道セト田五反田線沿いの場所です。譲受人は、現在公営住宅に居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5022 番ですが、この近くに大規模農家の方の作業所があり、隣接しているので、これから規模拡大していく際にここも使うことも予想されますが、その方と事前に調整ができていくかどうか心配です。</p> <p>図面で色塗りされている部分の左側に資材置場のようになっている部分があり、隣接はしておりませんので、直接的な影響はないかと思えます。また、近くに用水がありますので、そこは気を付けるように説明させていただきました。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。      [「なし」と呼ぶものあり]</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      [地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ</p>
<p>議長 片山委員</p>	
<p>伊藤主査</p>	
<p>議長</p>	
<p>議長</p>	
<p>議長</p>	

	<p>るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;  議第3号 農用地利用集積計画案について、70件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔園田委員退室〕  事務局の説明を求めます。  説明いたします。16頁をご覧ください。  220番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆1,848㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。  只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕  異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕  次に米原委員の案件を審議します。米原委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔米原委員退室〕  事務局の説明を求めます。  説明いたします。18頁をご覧ください。  234番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,065㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。  只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕  異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔米原委員入室〕  その他の案件について、事務局の説明を求めます。  説明いたします。10頁をご覧ください。  193番下早川地区の件ですが、堀切地内の7筆7,628㎡について、</p>

更新するものです。

194 番下早川地区の件ですが、東海地内の5筆3,917.68㎡について、更新するものです。

195 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆2,016㎡について、更新するものです。

196 番下早川地区の件ですが、東海地内の4筆3,784㎡について、更新するものです。

197 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆2,053㎡について、更新するものです。

198 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆3,203㎡について、更新するものです。

199 番下早川地区の件ですが、東海地内の9筆10,349㎡について、更新するものです。

200 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,257㎡について、更新するものです。

201 番下早川地区の件ですが、東海、四ツ屋地内の2筆3,018㎡について、更新するものです。

202 番下早川地区の件ですが、東海地内の4筆6,950㎡について、更新するものです。

203 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、四ツ屋、東川原、滝川原地内の9筆7,416.30㎡について、更新するものです。

204 番下早川地区の件ですが、道明地内の1筆628㎡について、更新するものです。

205 番下早川地区の件ですが、堀切地内の3筆5,311㎡について、更新するものです。

206 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆3,918㎡について、更新するものです。

207 番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋地内の3筆3,363㎡について、更新するものです。

208 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の4筆5,762㎡について、更新するものです。

209 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,959㎡について、更新するものです。

210 番下早川地区の件ですが、田屋地内の2筆 867 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

211 番下早川地区の件ですが、道明地内の2筆 3,577 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

212 番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆 1,279 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

213 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の3筆 4,025 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

214 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の1筆 1,001 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

215 番下早川地区の件ですが、下出、谷根地内の13筆 8,377 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

216 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆 1,573 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

217 番上早川地区の件ですが、宮平、中林、中野地内の13筆 5,182 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

218 番上早川地区の件ですが、中林、土塩地内の2筆 1,988 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

219 番上早川地区の件ですが、砂場地内の4筆 3,795 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

221 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆 514 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

222 番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆 2,212 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

223 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆 1,137 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

224 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆 992 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

225 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆 428 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

226 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆 1,131 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

227 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆 382 m<sup>2</sup>について、更新

するものです。

228 番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆3,717.07 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

229 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆2,084 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

230 番西海地区の件ですが、成沢地内の5筆7,489 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

231 番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の2筆978 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

232 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の1筆786 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

233 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の3筆1,609 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

235 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆1,947 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

236 番根知地区の件ですが、和泉地内の3筆7,552 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

237 番根知地区の件ですが、蒲池、山口、大工屋敷、山寺地内の16筆5,840.60 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

238 番磯部地区の件ですが、徳合地内の11筆7,075 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

239 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の3筆3,688 m<sup>2</sup>について、移転するものです。

240 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆639 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

241 番能生谷地区の件ですが、島道地内の3筆2,688 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

242 番能生谷地区の件ですが、崩地内の2筆4,635 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

243 番能生谷地区の件ですが、崩地内の2筆2,191 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

244 番能生谷地区の件ですが、崩地内の1筆300 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

245 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の9筆5,221㎡について、更新するものです。

246 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆3,301㎡について、更新するものです。

247 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の3筆2,894㎡について、更新するものです。

248 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆5,090㎡について、更新するものです。

249 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の5筆1,720.15㎡について、更新するものです。

250 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆1,235㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

251 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,157㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

252 番西海地区の件ですが、羽生地内の8筆4,239㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

253 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,885㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

254 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆6,384㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

255 番今井地区の件ですが、西川原地内の5筆14,483㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

256 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の4筆10,028㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

257 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆3,306㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

258 番大和川地区の件ですが、大和川地内の52筆13,378㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社から所有権移転を受けるものです。

259 番大和川地区の件ですが、大和川地内の24筆7,717㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社から所有権移転を受けるものです。

260 番大和川地区の件ですが、大和川地内の25筆6,985㎡について、

	<p>農地売買支援事業により、新潟県農林公社から所有権移転を受けるものです。</p> <p>261 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆1,664.37㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>262 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆366㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>農地売買支援事業のことですが、要は圃場整備に関わる換地を中間管理機構を通じて売り渡すということで良いでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>そうです。圃場整備した場合、換地でそのまま所有者が取得する場合と、換地しないで不換地で他の人に渡して農地を清算する場合があります。今回の農地売買支援事業の場合は、不換地の方が売買する換地清算となります。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。31頁をご覧ください。</p> <p>19 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,157㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>20 番西海、今井地区の件ですが、羽生、西川原地内の13筆18,722㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>21 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,885㎡について、農地</p>



	<p>中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>22 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,031.95㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>23 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆6,384㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>24 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆1,073㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>25 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の4筆10,028㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>26 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆3,306㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
松澤一委員	<p>20 番の借り手の方は西海の若手担い手であり、活躍してもらっています。昨年まで兼業で、今年から専業でやっています。田の他にも園芸もしており、これからは園芸を中心に増やしていくと頑張っておられますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p>

議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 12/25(金) 午前9:30～ 201・202 会議室</li></ul>
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>